

武力攻撃事態対処法制の整備に関する緊急提案

国においては、現在、武力攻撃事態対処法案を始めとする関連3法案について国会審議中であるが、わが国が武力攻撃事態に至った場合には、国民の理解と協力の下、国・地方が相互に協力して対処することが肝要である。

武力攻撃事態対処法案では、地方公共団体に係る責務や役割、内閣総理大臣の地方公共団体の長への指示や代執行などの規定が設けられているが、その内容などが具体的に明らかになっていない。また、今後、整備が予定されている、いわゆる、国民保護法制においては、地方公共団体が担うべき具体的な役割が規定されることとなっており、これらの内容について、地方公共団体として重大な関心を持っている。

よって、武力攻撃事態対処法制の整備にあたり、国においては、住民の生命、身体、財産を守る責任を有する都道府県知事の立場をかんがみ、下記の事項について十分配慮されるよう提案する。

記

- 1 武力攻撃事態の概念を一層明確にするとともに、国と地方公共団体との具体的な責務や役割分担、さらに、都道府県や市町村の具体的な役割など地方公共団体や地域住民に関わりの深い事項をできる限り早期に明確にすること。
- 2 武力攻撃事態対処法案等の審議及び今後の関連法案の整備に際しては、地方自治の本旨並びに地方分権の基本理念に即して、地方公共団体との協議の場を速やかに設け、意見を聴取するなど、地方公共団体の意見を十分反映すること。
- 3 国民の不安を払拭し、国民的な合意が得られるよう、国会での議論を十分尽くすこと。

平成 14 年 6 月 12 日

全 国 知 事 会